

奈良県告示第四百三十四号

昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

表文化・教育・くらし創造部企画管理室に勤務する出納員の項中「文化・教育・くらし創造部企画管理室」を「地域創造部総務課」に改め、同表福祉医療部医療政策局薬務課に勤務する出納員の項中「福祉医療部医療政策局薬務課」を「福祉医療部医療政策局薬務・衛生課」に改め、同表水循環・森林・景観環境部企画管理室に勤務する出納員の項中「水循環・森林・景観環境部企画管理室」を「環境森林部総務課」に、「水循環・森林・景観環境部景観・自然環境課」を「環境森林部景観・自然環境課」に改め、同表県土マネジメント部地域デザイン推進局住まいまちづくり課に勤務する出納員の項中「県土マネジメント部地域デザイン推進局住まいまちづくり課」を「県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課」に改め、同表会計局に勤務する出納員の項中「文化・教育・くらし創造部人権施策課」を「地域創造部人権施策課」に、「文化・教育・くらし創造部子ども・女性局奈良っ子はぐくみ課」を「地域創造部子ども・女性局子ども保育課」に、「文化・教育・くらし創造部子ども・女性局子ども家庭課」を「地域創造部子ども

<p>水循環・森林・景観環境部森林資源生産課に係る入札保証金の出納及び保管を行うこと。</p>	<p>水循環・森林・景観環境部森林資源環境課に勤務する分任出納員</p>
<p>水循環・森林・景観環境部景観・自然環境課が所管する県立公園に係る使用料の収納を行うこと。</p>	<p>水循環・森林・景観環境部景観環境課に勤務する分任出納員</p>

・女性局子ども家庭課」に、

林・景 林資源 務する	林・景 観・自 勤務す 員
-------------------	------------------------

を

環境森林部景観・自然環境課が所管する
県立公園に係る使用料の収納を行うこ
と。

環境森林部景観・自
然環境課に勤務する
分任出納員

に、

「産業・観光・雇用振興部地域産業課」を「産業部経営支援課」に、「県土マネジメント部用地対策課」を「県土マネジメント部総務課」に、「県土マネジメント部公園緑地課」を「県土マネジメント部まちづくり推進局公園企画課」に、「県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課」を「県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課」に、「水循環・森林・景観環境部森林資源生産課、県土マネジメント部地域デザイン推進局住まいまちづくり課」を「県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課」に、「教育委員会事務局企画管理室」を「教育委員会事務局総務課」に改める。